

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	下 絵津子
論文題目	近代日本における外国語教育政策：英語偏重型をめぐる議論の考察		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、明治・大正期の中学校における外国語教育を中心に、(1) 教育政策決定関連機関における英語偏重の外国語教育に対抗する議論の動向ならびに(2) その議論が外国語教育政策に与えた影響という二つの課題を探究している。</p> <p>第一章は、明治期を中心に教育に関する法規における外国語の位置づけの変遷を分析している。近代教育制度が確立したこの時期、法規上では、英語が唯一の、あるいは、第一の外国語として示された場合と、英語以外の言語の教授が含まれるように「外国語」という表記が使用された場合があったこと、大学の専門教育において英語・ドイツ語・フランス語は不可欠であったこと、1880年代の高等教育においてドイツ語教育の強化が図られた一方、フランス語教育が縮小したことなどを指摘している。</p> <p>第二章では、高等学校の入学試業における外国語の位置づけが中学校の外国語教育に与えた影響を考察している。第一高等学校の入学試業の重要な転機として、1895(明治28)年の第一部において部分的にドイツ語受験が可能とされ、第三部においてはドイツ語の受験のみが可能とされたこと、1899(明治32)年に、その二年後から第三部の受験がドイツ語に加えて英語でも可能だと示されたことを挙げている。さらに、1919(大正8)年には、全国の官立高等学校に及ぶ改革であるが、複数の分野でドイツ語やフランス語での受験が可能となった。しかし、英語による高等学校の受験がすべての分野で可能になったなか、ドイツ語を開講している中学校の割合は低下し、外国語教育の多言語化には至らなかったと指摘している。</p> <p>第三章は、ドイツ語のみが指定されていた第一高等学校第三部の入学試業の外国語科目に英語を加えるべきだとの建議案が可決された、1898(明治31)年の全国中学校長会議における外国語教育に関する議論を検証している。本建議案に関する議論に関わったドイツ語教育推進派の教育観を考察し、議論を伝えた新聞記事等を分析の対象とした。出席者の大多数は中学校での外国語を英語でよいと意思表示し、審議の結果が英語教育により優位な内容となったことを指摘している。</p> <p>第四章では、高等教育会議(文部省の諮問機関：1896～1913)での議論が明治期の中学校における外国語の位置づけに与えた影響を解明している。1899(明治32)年開催の第三回会議では、尋常中学校でのドイツ語教育を推進する内容の資料が参照され、これは第六回会議での建議「道廳府縣中學校ニ於ケル獨逸語ニ関スル件」につながったが、実際には中学校におけるドイツ語教育が推進されたわけではない。背景要因として、学校系統問題を議論するなかで確認された中学校の目的と外国語を学ぶ目的との不一致を挙げている。「外国語＝英語」への抵抗は、1900(明治33)年開催の第五回会議にも認められる。1901(明治34)年に制定の「中学校令施行規則」において、外国語を「英語」とせず外国語と表記した背景には、これらの議論があったのである。</p>			

第五章では教育調査会（文部省の諮問機関：1913～1917）の議論を検証している。ここでは、中学校でドイツ語を推進していく議論が見られるものの、提案された教育制度は複雑化し、委員会の賛同を得ることができず、複数の種類の小学校や中学校を許す提案内容は、単線型の大衆教育を目指す勢力からの反発を受けた。高等学校入学より前の段階での英語以外の外国語学習を推進する関係者は、早期からのドイツ語やフランス語の学習を求めていたが、これを可能とする教育制度の実現は難しく、言語の転換が最大の妥協策となった。調査会の特別委員会は、学ぶべき外国語を一言語とする一外国語主義を採用することや中学校から高等学校に進学した際に言語の転換を許可することなどの方針を採択したとまとめている。

第六章は、英語偏重の外国語教育に対抗する議論の動向とその影響という二つの研究課題の結論を論じている。尋常中学校長会議、高等教育会議ならびに教育調査会義における審議では英語偏重の外国語教育に対抗する議論が見られ、そこには（1）外国語を学ぶ目的と（2）学ぶべき外国語の数という課題が認められる。英語偏重化への抵抗勢力は、ドイツ語とフランス語教育の推進派であり、彼らは高等教育を受けるためにこれらの言語が必要であると主張していた。当時の学制改革では中学校や高等学校の目的を普通教育としたため、大学教育に必要な外国語の教育を普通教育に組み込むことは整合性を欠くことになった。また、一外国語主義も頻繁に議論された。英語学習者が大半の現状で一外国語主義を採用しつつ、英語以外の外国語教育を推進するには、学習言語の変更を認める必要が生じた。英語中心の外国語教育からの脱却は難しいとはいえ、他言語を完全に排除した英語だけの教育に特化していない背景として、英語以外の外国語教育の重要性を主張する動きが頻繁に起こっていたことを本論文は解明した。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、明治から大正期にかけての日本の中等教育における外国語教育政策に関わる政府機関などにおいて討議された英語を中心とする外国語教育政策の構想や政策論争に関わるもので、英語偏重の外国語教育政策に対抗する言説の構築、ならびにその議論の影響を解明した論文である。

日本における外国語教育学は英語を中心として教授法などの実践に関わる研究が多く、外国語を「なぜ教えるか」といった問題意識よりも、「どのように効果的に教えるか、学ぶか」といった教授法や言語習得に関心を向けてきた。その点、著者は現職の英語教員でありながら、「なぜ英語以外の言語を教えるか、学ぶか」といった疑問を抱き、英語以外の外国語教育の動向に関心を払い、確実な史料にもとづく考証を行い、本論文の執筆を進めた。これは外国語教育学、とりわけ英語教育学の研究者に希有な学問的姿勢であり、高い評価に値する。

現代世界において英語は支配的地位を占めており、それ以外の言語は学校教育や社会生活のなかで価値の乏しいものと見なされるようになってきている。これに対抗し言語の多様性を擁護する言説も一方には存在し、英語単一言語主義と多言語主義の言説は対立している。本論文はこのような対立が明治期から既に頻出してきたことを解明し、その特徴を分析し、争点を明らかにしている。現代の単一言語主義は国際語として広範な領域で活用される英語の表象を根拠とするものであるが、それに対して、明治から大正期にかけての英語とドイツ語、フランス語を巡る論争は日本社会の近代化や教育制度といった国内問題に関与するものであった。西洋文明の移入にヨーロッパの諸言語の知識は不可欠であり、大学教育が日本語によって完全に実践されていなかった時代において、英語、ドイツ語、フランス語の高度な能力は高等教育に必要なだった。中等教育が高等教育への階梯のひとつと位置づけられている限り、中等教育段階での外国語教育の振興は必然的な要請であった。と同時に、中等教育は必ずしも少数の国民に向けられたエリート教育だけではなく、あくまでも国民に広く開かれた国民教育の一環であるとの意義もあったため、社会生活に必要な外国語教育を求める声もあった。言い換えると、ドイツ語やフランス語の高度な知識は社会生活にあまり求められていなかったため、中等教育での教科教育に必要ではないとの言説も存在したのである。

本論文はこのような事情について、審議会等の議事録といった一次史料を丹念に分析する。なかでも外国語教育改革に果たす入学試験の役割に注目し、第一高等学校の入学試験の変遷に着目する。医学部への進学を前提とする第一高等学校第三部ではドイツ語のみによる受験から始まったものの、その後になって英語による受験も認めるようになり、その結果、中学校でのドイツ語教育が衰退するなど、入試が外国語教育の実施に与えた影響を無視することはできない。

これに加えて、外国語教育の配置という点で中学校教育の学校系統を統一するか、複数系列を認めるかについてもさまざまな議論があった。英語以外の外国語教育を中

学校教育段階から導入し、中学校教育を高等教育の準備段階とする考え方は教育課程の複線化を余儀なくするもので、これは制度の複雑化を招くのみならず、財政面でも教員配置が困難であり、また教員養成の観点からも容易ではない。

この一方で、本論文は言語教育政策の動向が国内外の政治・社会情勢などにどのように連動し、影響を受けているのかなど、外国語教育政策を社会のなかに位置づける点に関する観点が乏しい。また「教科」と「科目」の用語法について正確さを欠く記述も散見された。しかしながら、明治から大正期にかけての英語以外の外国語教育政策についてこれほどまで史料を博搜し、論争の動向を緻密に解明した研究はこれまで存在しない点で、本研究は極めて独創性に富み、外国語教育学の史的展開を解明し、新たな研究領域を拓いたものとして高く評価することができる。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和2年1月30日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降